

参考資料 2

政令第 号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令(案)

内閣は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第二条第一項第五号及び第八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中小企業者の範囲)

第一条 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(以下「法」という。)
第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(商店街活性化事業関連保証に係る保険料率)

第二条 法第八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

(法人税法施行令の一部改正)

第二条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号ハ中「及び第四号」を「、第四号及び第十二号」に改める。

(中小企業政策審議会令の一部改正)

第三条 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項」に改める。

理 由

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、中小企業者の範囲及び商店街活性化事業関連保証に係る保険料率を定める必要があるからである。

政令第 号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める

政令(案)

内閣は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日は、平成二十一年八月一日とする。

理 由

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。

政令第 号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令(案)

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証」を、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証」に改める。

附 則

この政令は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

理 由

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、認定商店街活性化支援事業の実施に必要な資金に係る債務の保証を受けた認定商店街活性化支援事業者に係る普通保険及び無担保保険の保険料率を定める必要があるからである。

○経済産業省令第 号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第十四条の規定に基づき、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十一年 月 日

経済産業大臣 二階 俊博

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則（案）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（商店街活性化事業計画の認定の申請）

第二条 法第四条第一項の規定により商店街活性化事業計画の認定を受けようとする商店街振興組合等は、様式第一による申請書一通及びその写し二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該商店街振興組合等の定款

二 当該商店街振興組合等の組合員又は所屬員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

三 当該商店街振興組合等の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない商店街振興組合等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）

四 当該商店街活性化事業計画について議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し

（商店街活性化事業計画の変更の認定の申請）

第三条 法第五条第一項本文の規定により商店街活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定商店街活性化事業者は、様式第二による申請書一通及びその写し二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に経済産業大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 当該商店街活性化事業計画に従って実施される商店街活性化事業の実施状況を記載した書類

二 前条第二項各号に掲げる書類

(商店街活性化事業計画の軽微な変更の届出)

第四条 法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 同一年度内における商店街活性化事業の実施時期の変更

二 前号に掲げるもののほか、認定商店街活性化事業計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと経済産業大臣が認める変更

(商店街活性化支援事業計画の認定の申請)

第五条 法第六条第一項の規定により商店街活性化支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定非営利活動法人は、様式第三による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 一般社団法人等が作成する商店街活性化支援事業計画に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一般社団法人にあつては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財団法人にあつては定款及び役員名簿

二 最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない一般社団法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）

三 登記事項証明書

四 認定の申請に関する意思の決定を証明する書類

五 一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものであることを証明する書類、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものであることを証明する書類

3 特定非営利活動法人が作成する商店街活性化支援事業計画に係る第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、役員名簿及び社員名簿

二 最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書（設立後三年を経過していない特定非営利活動法人にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）、最終の財産目録並びに申請の日を含む事業年度に

おける事業計画書及び収支予算書

三 登記事項証明書

四 認定の申請に関する意思の決定を証明する書類

五 当該特定非営利活動法人がその社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものであることを証明する書類

(商店街活性化支援事業計画の変更の認定の申請)

第六条 法第七条第一項本文の規定により商店街活性化支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定商店街活性化支援事業者は、様式第四による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に経済産業大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 当該商店街活性化支援事業計画に従って実施される商店街活性化支援事業の実施状況を記載した書類
- 二 一般社団法人等にあつては前条第二項各号に掲げる書類、特定非営利活動法人にあつては同条第三項

各号に掲げる書類

（商店街活性化支援事業計画の軽微な変更の届出）

第七条 法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 支援に係る商店街振興組合等の住所又は代表者の変更

二 同一年度内における商店街活性化支援事業の実施時期の変更

三 前二号に掲げるもののほか、認定商店街活性化支援事業計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと経済産業大臣が認める変更

（権限の委任）

第八条 法第四条第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで並びに第十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限（二以上の経済産業局の管轄区域にわたり行われることとなる商店街活性化事業計画に関するものを除く。）は、商店街活性化事業が行われることとなる地域を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第六条第一項、同条第三項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十三条第二項に規定する経済産業大臣の権限は、商店街活性化支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は認定商店街活性化支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。))に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正)

第三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改め、同号を同条第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 機構法第十五条第一項第十二号に規定する商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条に規定する業務に関する事項

第十七条第二項中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改め、同条第三項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改める。

第三十七条第一項第一号に次のように加える。

二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第六条第一項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画に基づいて、施設又は設備を整備する事業を行う一般社団法人等

様式第 1

商店街活性化事業計画に係る認定申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

印

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、商店街活性化事業計画の必要事項を記載し、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第 4 条第 3 項の認定要件を満たすことを示すこと。

1 事業名

事業の内容がわかりやすい名称を別表 1 の該当する欄に記載すること。

2 商店街振興組合等の概要

(1) 商店街振興組合等の概要

商店街振興組合等の概要を別表 1 の該当する欄に記載すること。

(2) 商店街振興組合等の構成員

商店街振興組合等の組合員又は所属員について、業種別、中小企業者・大企業者別の数を別表 1 の該当する欄に記載すること。

3 商店街活性化事業の目標

計画終了時期までに、どのような事業を実施し、その結果、どの程度の来訪者の増加及び中小企業者の事業機会の増大を図るのかを別表 2 の該当する欄に簡潔に記載すること。

4 商店街活性化事業計画の概要及び実施期間

(1) 計画実施期間

計画の実施の開始する時期及び終期を記載すること。計画の実施期間は3年以上5年以内の範囲内で、別表2の該当する欄に記載すること。

(2) 商店街活性化事業の実施地域

事業を実施する地域を別表2の該当する欄に記載するとともに、地図を用いて当該地域を示し、添付すること。

(3) 地域住民のニーズ

住民のどのようなニーズを踏まえて商店街活性化事業を実施するのか別表2の該当する欄に記載し、当該内容が記載されている書面（アンケート調査、要望書等）を添付すること。

(4) 実施計画の内容及びその効果

どのような方法・スケジュールで商品の販売又は役務の提供、行事の実施等を行うのか、また、それらを実施することにより、実施前と比べてどのような効果が得られるのかをできる限り定量的な指標を用いて、具体的かつ明瞭に別表2の該当する欄に記載すること。

5 商店街活性化事業の実施計画の内容

実施計画の内容について、具体的に実施する内容を、次の要領により別表3に記載すること。

- ①番号の欄には、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- ②実施項目の欄には、具体的な実施内容を記載するとともに、その項目を実施する者の名称を括弧内に記載すること。
- ③実施時期の欄には、実施項目を開始する時期及び終期を四半期単位で記載すること。初年の最初の四半期に開始するものは1-1、3年目の第4四半期に開始するものは3-4といった記載方法によること。

6 商店街活性化事業の実施に伴い施設を設置する場合、その施設の内容

商店街活性化事業の実施に伴い施設を設置する場合は、当該施設が関連する実施項目の別表3における番号、設置者、設置場所、当該施設の種類及び規模等の内容を別表4の該当する欄に記載し、当該施設の構造を示す図面を添付すること。

7 商店街活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

商店街活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、事業者ごとに別表5に記載すること。

8 その他

- ①商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則第

2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

- ②商店街活性化事業を説明するに当たり必要と思われる書類を添付すること。また、各別表が複数枚にわたる場合は、当該別表を複写して使用すること。

(別表 1)

1. 商店街活性化事業名

事業名

2. 商店街振興組合等の概要及びその構成員

商店街振興組合等の概要

申請者	
①名 称： ②住 所： ③代表者名：	④連絡先 電話番号： F A X： 担当者名： ⑤組合員又は所属員数： ⑥決 算 月：

商店街振興組合等の構成員

業種別	組合員又は所属員		
	中小企業	大企業等	合計
小売業			
飲食店			
サービス業			
卸売業			
その他の事業者			
非事業者			
合計			

商店街活性化事業の目標等

商店街活性化事業の目標

商店街活性化事業の実施期間及び内容

- (1) 計画実施期間(年 月 日～ 年 月 日)
(2) 商店街活性化事業の実施地域
(3) 地域住民のニーズ
(4) 実施計画の内容及びその効果

実施計画の内容

[illegible]

(別表 4)

設置する施設

設置する施設
(1) 設置する施設が関連する実施項目の別表 3 における番号 (2) 設置者 (3) 設置場所 (登記上の地番) (4) 設置する施設の種類 (5) 設置する施設の規模 (敷地面積 (単位: m ²)) (6) 本事業が空き店舗等 (店舗、倉庫、事務所その他の事業活動用の施設であって事業の用に供されていないもの) を活用するものである場合、従前の施設の用途 (店舗、倉庫、事務所等の区分)

(別表 5)

事業者名：

実施事業：

※(別紙 3)に記載した事業項目を記載すること。

資金計画

(単位 千円)

	1 年後 (年 月期)	2 年後 (年 月期)	3 年後 (年 月期)	4 年後 (年 月期)	5 年後 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (=①+②)					
補助金・委託費等					
うち、国					
うち、地方公共団体					
金融機関借入					
うち、政策金融機関等					
うち、民間金融機関					
自己資金					
その他					

(注 1) 計画期間にあわせて記入すること。

(注 2) 補助金・委託費等、地方公共団体からの借入れ及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

(注 3) 金融機関借入のうち政策金融機関等の欄には、株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫からの借入れ並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体からの借入れを記載すること。

様式第2

認定商店街活性化事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

印

年 月 日付けで認定を受けた商店街活性化事業計画「(事業名)」について下記のとおり変更したいので、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第 3

商店街活性化支援事業計画に係る認定申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

印

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、商店街活性化支援事業計画の必要事項を記載し、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第 6 条第 3 項の認定要件を満たすことを示すこと。

1 事業名

事業の内容がわかりやすい名称を別表 6 の該当する欄に記載すること。

2 法人の概要

名称、住所、代表者名、連絡先（電話番号、FAX 番号、担当者名）、設立年、常勤職員数、常勤役員数、社員数及び社員のうち中小企業者であるものの数（又は設立時に提出された財産の額及び当該財産の額のうち中小企業者により提出された財産の額）並びに主な事業の概要について別表 6 の該当する欄に記載すること。また、監事、会計士等による会計監査の整備状況及び会計書類の情報公開の状況についても同様に記載すること。

3 商店街活性化支援事業の目標

計画終了時期までに、どのような事業を実施し、どの程度の数の商店街活性化事業計画が形成されるのか、又はどの程度の数の商店街活性化事業に対する指導・助言等を行い、その

結果、それぞれの商店街活性化事業にどのような効果をもたらすのかを、別表7の該当する欄に簡潔に記載すること。

4 商店街活性化支援事業計画の概要及び実施期間

(1) 計画実施期間

計画の実施の開始する時期及び終期を記載すること。計画の実施期間は3年以上5年以内の範囲内で、別表7の該当する欄に記載すること。

(2) 支援対象となる商店街振興組合等

対象となる商店街振興組合等の名称、住所及び代表者の氏名を別表7の該当する欄に記載し、当該商店街振興組合等に所属する組合員又は所属員の氏名又は名称が記載された名簿を添付すること。なお、対象となる商店街振興組合等が複数の場合は、商店街振興組合等ごとに記載し、その名簿を添付すること。

(3) 実施計画の内容及びその効果

どのような方法及びスケジュールで、商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報提供、商店街振興組合等の組合員又は所属員に対する研修、商店街活性化事業の実施についての指導又は助言を行うのか、また、それらを実施することで実施前と比べてどのような効果が得られるのかを、できる限り定量的な指標を用いて、具体的かつ明瞭に別表7の該当する欄に記載すること。

5 商店街活性化支援事業の実施計画の内容

実施計画の内容について、具体的に実施する内容を、次の要領により別表8に記載すること。

- ①番号の欄には、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- ②実施項目の欄には、具体的な実施内容を記載するとともに、その項目を実施する者の名称を括弧内に記載すること。
- ③実施する内容については、できるかぎり定量化した指標を設定すること。
- ④実施時期の欄には、実施項目を開始する時期及び終期を四半期単位で記載すること。初年の最初の四半期に開始するものは1-1、3年目の第4四半期に開始するものは3-4といった記載方法によること。

6 商店街活性化支援事業の実施に伴い施設を設置する場合、その施設の内容

商店街活性化支援事業の実施に伴い施設を設置する場合は、当該施設が関連する実施項目の別表8における番号、設置者、設置場所、当該施設の種類及び規模等の内容を別表9の該当する欄に記載し、当該施設の構造を示す図面を添付すること。

7 商店街活性化支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

商店街活性化支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について別表10に記載すること。

8 その他

- ①一般社団法人等にあつては、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則第5条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- ②特定非営利活動法人にあつては、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則第5条第3項各号に掲げる書類を添付すること。
- ③商店街活性化事業を説明するに当たり必要と思われる書類を添付すること。また、各別表が複数枚にわたる場合は、当該別表を複写して使用すること。

(別表6)

商店街活性化支援事業の名称

事業名

法人の概要等

申請者
①名称： ②住所： ③代表者名： ④連絡先 電話番号： FAX 番号： 担当者名： ⑤設立年： ⑥常勤職員数： ⑦常勤役員数： ⑧社員数及び社員のうち中小企業者であるものの数（又は設立時に拠出された財産の額及び当該財産の額のうち中小企業者により拠出された財産の額）： ⑨主な事業の概要： ⑩監事、会計士等による会計監査の整備状況： ⑪会計書類の情報公開の状況：

(別表7)

商店街活性化支援事業の目標等

商店街活性化支援事業の目標
商店街活性化支援事業の実施期間及び内容
(1) 計画実施期間 (年 月 日～ 年 月 日) (2) 支援対象となる商店街振興組合等の概要 ・名称 ・住所 ・代表者の氏名 (3) 実施計画の内容及びその効果

実施計画の内容

4-24